

## 特集

## 世田谷区における子育て支援の取り組みと課題 ～児童虐待予防・防止の視点から～

小堀 由祈子

KOBORI, Yukiko

(子ども部要支援児童担当課)

### 1. はじめに

子どもを取り巻く環境は、近年大きく変化してきた。

少子高齢化や核家族化、悪化する雇用情勢などにより、様々な問題を抱えながら地域社会で孤立して子育てをしている家庭が増えてきている。その家庭状況の中で、図らずも子どもにとって不適切な養育環境となっている例も少なくない。

世田谷区では、平成12年度から子ども家庭に関する総合相談を実施していたが、児童福祉法改正により、平成17年度からは、総合相談に加えて児童虐待の通告や相談も受けている。

区民や関係機関に児童虐待の通告や相談窓口の周知が進むとともに、区に寄せられる児童虐待に関する新規相談件数は年々増加し続けている。(表1参照)

表1 世田谷区の児童虐待に関する相談件数の推移

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
新規相談件数		377	373	485	514	456	627
年度末継続相談件数	458	610	906	884	1,023	944	885

また、児童虐待や不適切な養育は、長期化すればするほど改善が困難となってくる。

そこで、世田谷区は、児童虐待には早い段階からの予防・未然防止と早期発見・早期対応が必要であるとの考えから、平成19年度から「児童虐待のないまち世田谷をめざして」を重点施策(図1参照)に位置づけ、児童相談所をはじめ関係機関との連携のもと、様々な子育て支援施策や虐待予防・防止施策に取り組んでいる。

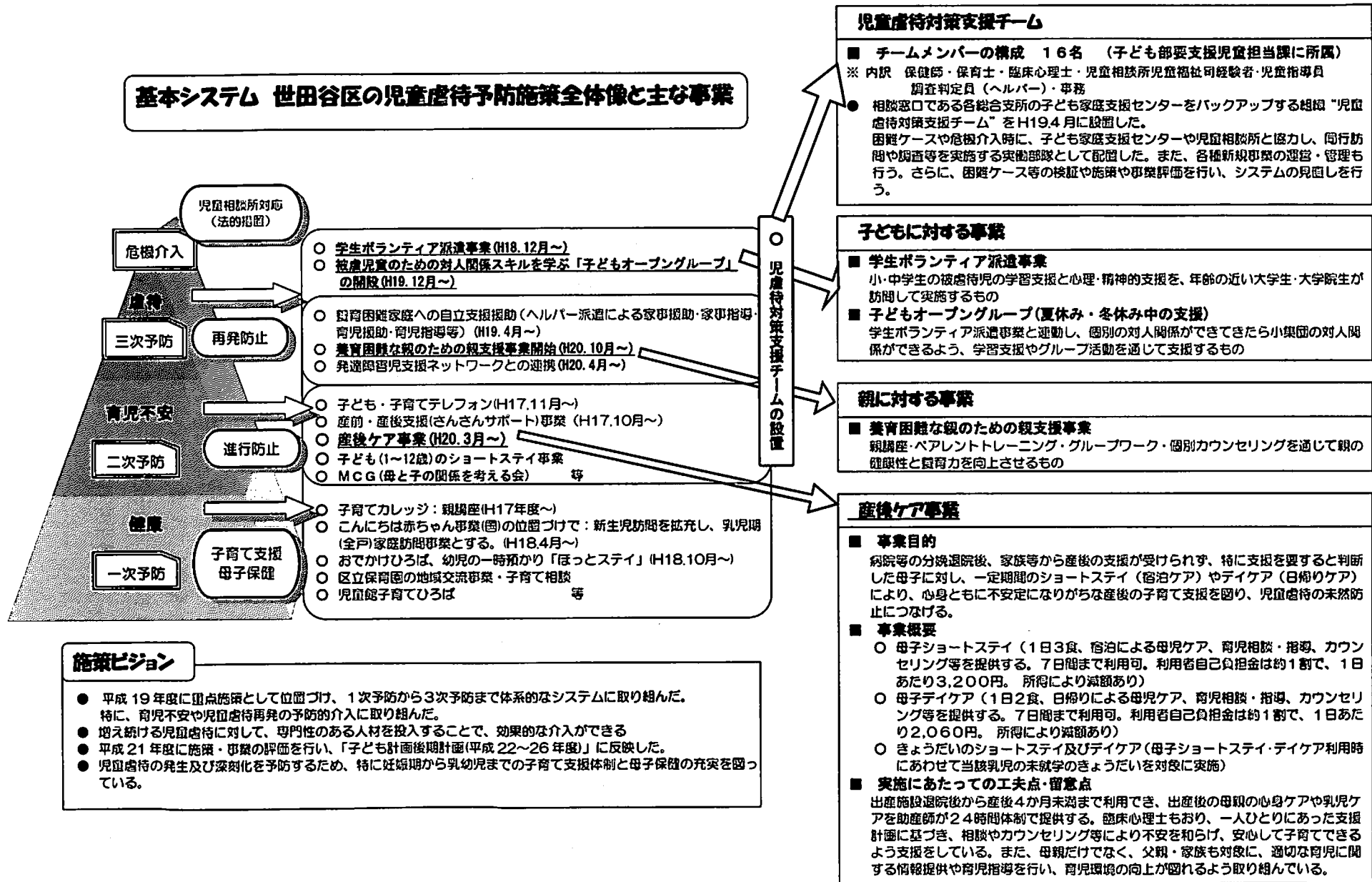
今回は、その取り組みと今後の課題について報告する。

### 2. 世田谷区の概要

世田谷区は東京都23区の西南端にあり、総面積は58.08k㎡、23区で2番目に大きい。都心に近く住宅地として発展している一方で、約380軒の農家があり緑被率24%である。

人口は、平成23年1月1日現在、住民記録上、総世帯数は434,694世帯、総人口は835,819人であり23区で一番多い。1世帯平均は1.92人と核家族が多い。昭和62年をピークに人

図1 児童虐待のないまち世田谷をめざして

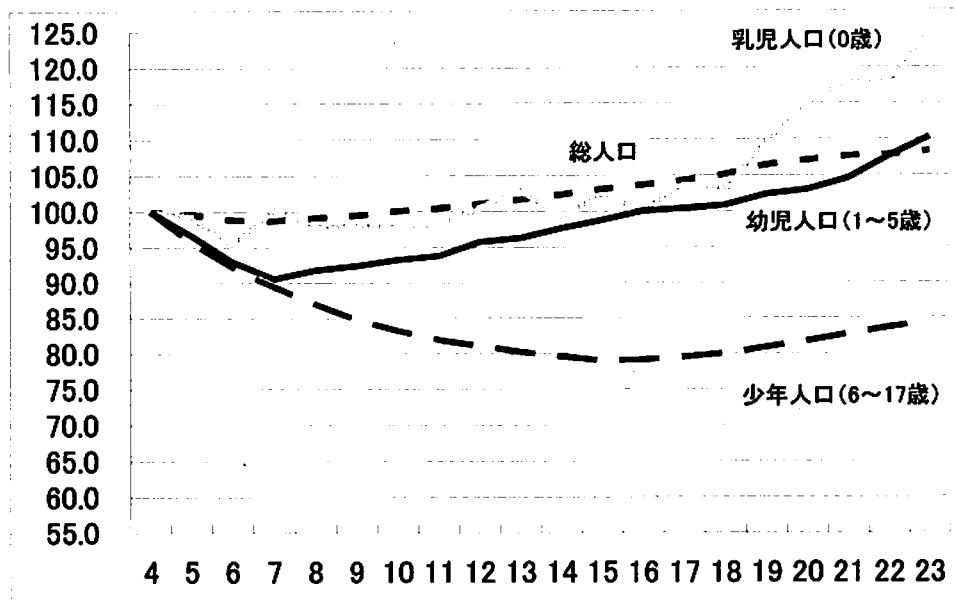


口は一時期減少したが、平成7年以降のバブル崩壊後に土地価格が下がり、区内に大きなマンションが建ち転入者も増えたこともあり、人口は増加し続けている。

年少(14歳以下)人口の割合は、平成14年に10.7%と最低になったが、その後は微増傾向にあり、平成23年には11.3%となっている。

児童(17歳以下)人口の割合も同様で、平成14年に13.1%と最低になったが、その後は微増傾向にあり平成23年には13.5%となっている。(図2参照)

図2 世田谷区の児童人口の推移



各年1月1日	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
総人口	771,473	768,224	762,630	762,007	764,875	767,574	772,352	775,350	779,974	784,524	
(指数)	100.0	99.6	98.9	98.8	99.1	99.5	100.1	100.5	101.1	101.7	
児童人口	121,740	117,019	112,642	109,821	107,901	106,172	105,093	104,149	104,120	103,707	
(0~17歳)	100.0	96.1	92.5	90.2	88.6	87.2	86.3	85.6	85.5	85.2	
内	乳児	5,626	5,592	5,353	5,644	5,502	5,518	5,508	5,517	5,652	5,798
	0歳	100.0	99.4	95.1	100.3	97.8	98.1	97.9	98.1	100.5	103.1
	幼児	29,594	28,613	27,512	26,799	27,163	27,334	27,586	27,751	28,339	28,492
(1~5歳)	100.0	96.7	93.0	90.6	91.8	92.4	93.2	93.8	95.8	96.3	
訳	少年	86,520	82,814	79,777	77,378	75,236	73,320	71,999	70,878	70,129	69,417
	(6~17歳)	100.0	95.7	92.2	89.4	87.0	84.7	83.2	81.9	81.1	80.2

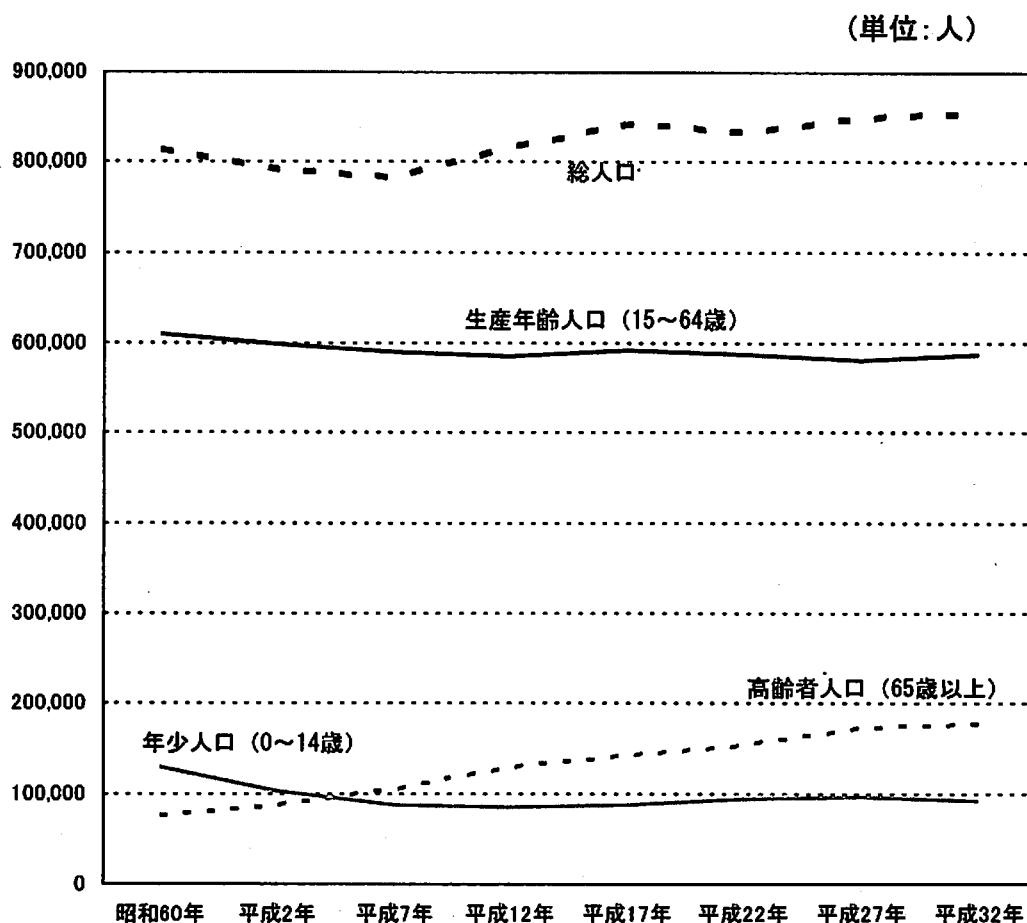
  

各年1月1日	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
総人口	789,395	795,328	799,938	804,730	810,983	820,920	825,782	830,103	831,654	835,819	
(指数)	102.3	103.1	103.7	104.3	105.1	106.4	107.0	107.6	107.8	108.3	
児童人口	103,317	103,332	103,668	104,340	104,868	106,402	107,661	109,154	110,806	112,622	
(0~17歳)	84.9	84.9	85.2	85.7	86.1	87.4	88.4	89.7	91.0	92.5	
内	乳児	5,570	5,764	5,821	5,838	5,804	6,147	6,462	6,642	6,624	6,996
	0歳	99.0	102.5	99.9	103.8	103.2	109.3	114.9	118.1	117.7	124.4
訳	幼児	28,902	29,237	29,605	29,721	29,850	30,291	30,479	30,946	31,837	32,632
	(1~5歳)	97.7	98.8	100.0	100.4	100.9	102.4	103.0	104.6	107.6	110.3
訳	少年	68,845	68,331	68,442	68,781	69,214	69,984	70,720	71,566	72,345	72,994
	(6~17歳)	79.6	79.0	79.1	79.5	80.0	80.9	81.7	82.7	83.6	84.4

(世田谷区保健福祉総合事業概要 平成23年度版より)

一方、高齢(65歳以上)人口の割合は年々増加し、生産年齢人口はこの数年間減少している。(図3参照)

図3 世田谷区の階層別人口の推移と将来推計人口



	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
..... 総人口	811,304	789,051	781,104	814,901	841,165	832,588	846,487	854,366
..... 高齢者人口	74,998	87,032	104,440	128,000	142,197	152,332	171,223	175,725
—— 年少人口	127,910	101,124	87,086	84,141	86,540	93,075	94,812	90,907
—— 生産年齢人口	607,852	597,477	589,578	584,733	591,583	587,181	580,453	587,735

平成17年までは、国勢調査人口

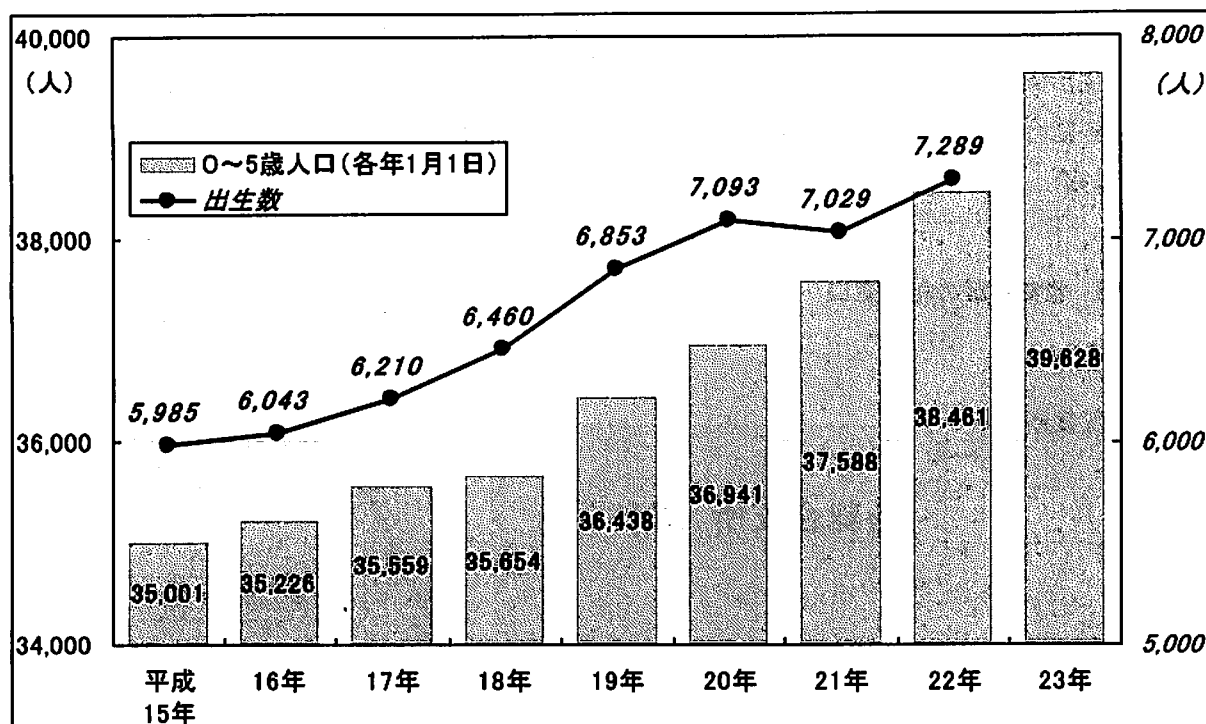
平成22年は、「世田谷区将来人口推計(平成19年3月)」より

平成27年以降は、「世田谷区将来人口の推計・分析(平成23年3月)」より

(世田谷区保健福祉総合事業概要 平成23年度版より)

出生数については、子育て世代の転入も増加しており、平成14年に年間5,880人と最低となったが、平成15年以降は増加傾向で平成22年は7,289人となり、それに伴い、乳幼児人口も増加している。(図4参照)

図4 世田谷区の出生数と乳幼児人口の推移



合計特殊出生率は、国や都より低い状況で、平成14年に0.77まで低くなったが、その後、平成22年に0.95まで少しずつ回復してきている。

世田谷区の出産の特徴は、10代の若年出産が年々減少し、平成22年15人で出産数の0.21%と他の自治体と比較して非常に少なく、逆に35歳以上の高齢出産が年々増加しており、平成22年2,747人で出産数の37.7%と非常に多いことである。また、出生数のうちの第1子の割合が平成22年で58.9%と高いことである。

夫婦ともキャリアを積み、収入が増え貯蓄をして地縁のない地域の住宅を購入し、比較的高い年齢で第1子を出産し、周囲に知り合いがいない、相談できる人が少ないという状況で子育てを始める傾向が窺える。また、自分自身が核家族の中で育ち、小さな子どもや子育てしているところに接していない、自分が子どもを産んで初めて赤ちゃんに接したというケースも多い。

その状況で初めての育児に取り組む際には、孤立化した子育てによる不安やストレスを感じることもあり、家族はもとより、行政や地域全体でサポートする必要があると考えられる。

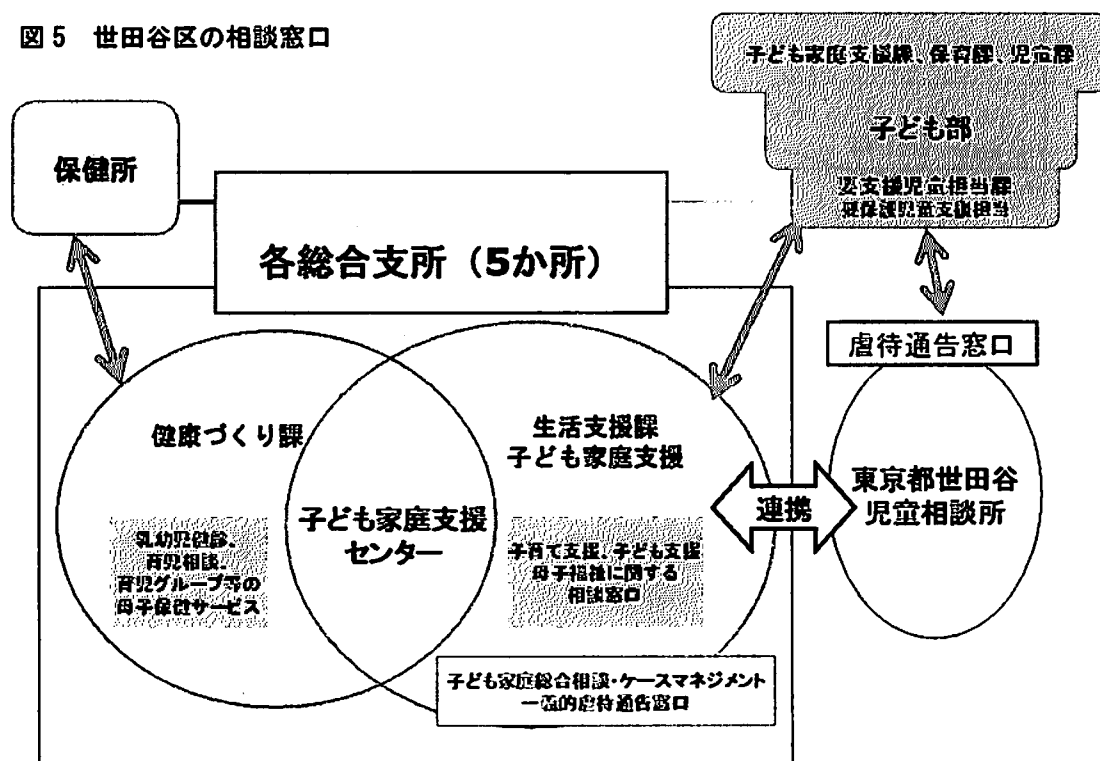
### 3. 児童虐待予防・防止の取り組み経過と子ども施策における位置づけ

#### 1) 児童福祉法改正による取り組み

平成16年の児童福祉法改正で、平成17年度から世田谷区でも児童虐待の通告や相談を受けることになった。

世田谷区では5地域による地域行政を展開している。子育てに関する不安や悩みは、身近な地域で早い段階でキャッチし受け止め、地域で暮らし子どもを健やかに育てるための迅速な生活支援、育児支援を総合的に行うことが重要であることから、平成17年4月、5地域の各総合支所の「子ども家庭支援センター」に児童虐待の通告・相談窓口を設置した。(図5参照)

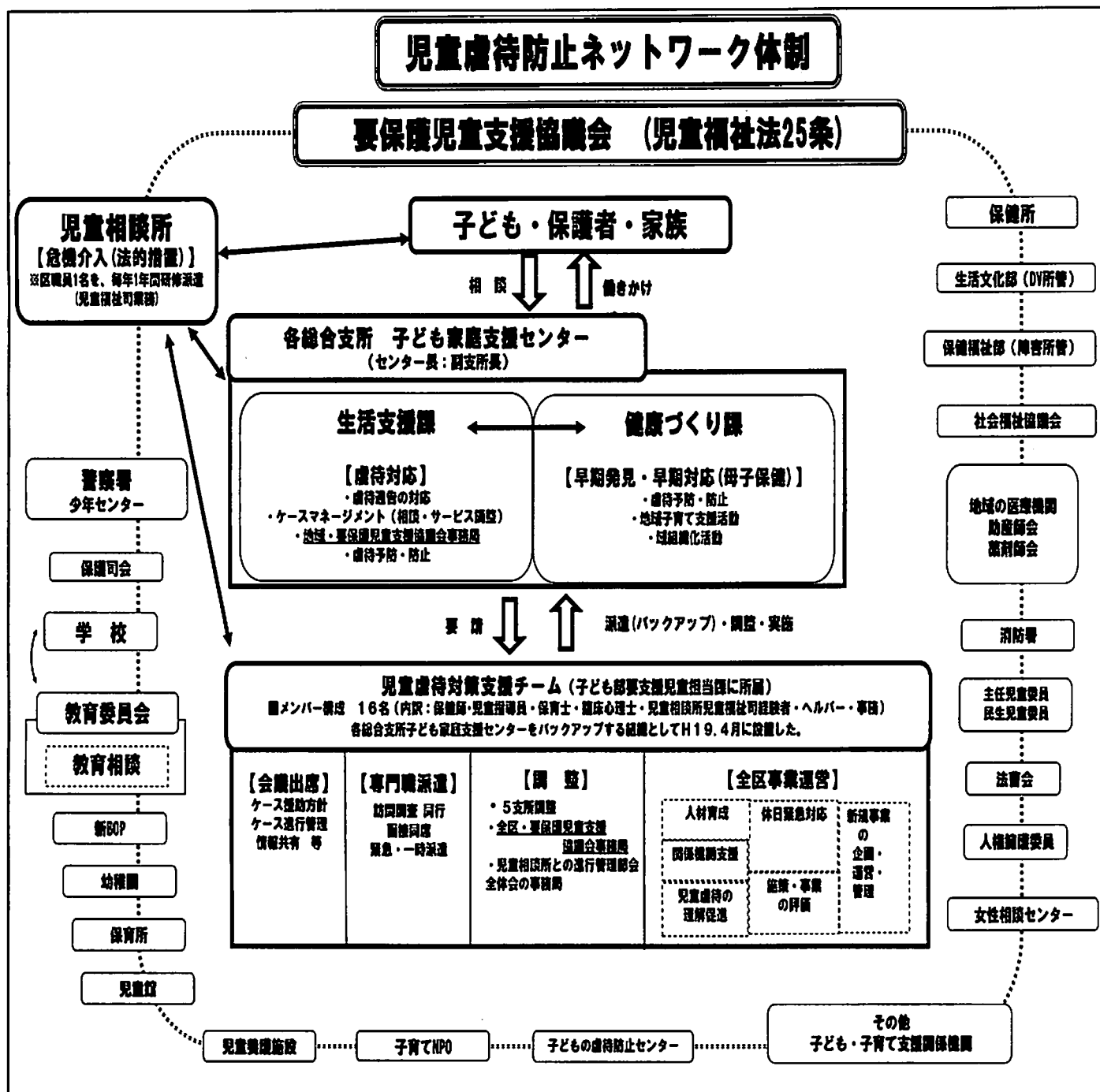
図5 世田谷区の相談窓口



世田谷区の「子ども家庭支援センター」の特徴としては、福祉事務所児童福祉部門担当の生活支援課と、保健センター機能の健康づくり課の2課で構成しており、福祉と保健の組織が一体化して児童虐待のケース対応をしているので、情報共有や連携がしやすいという点がある。

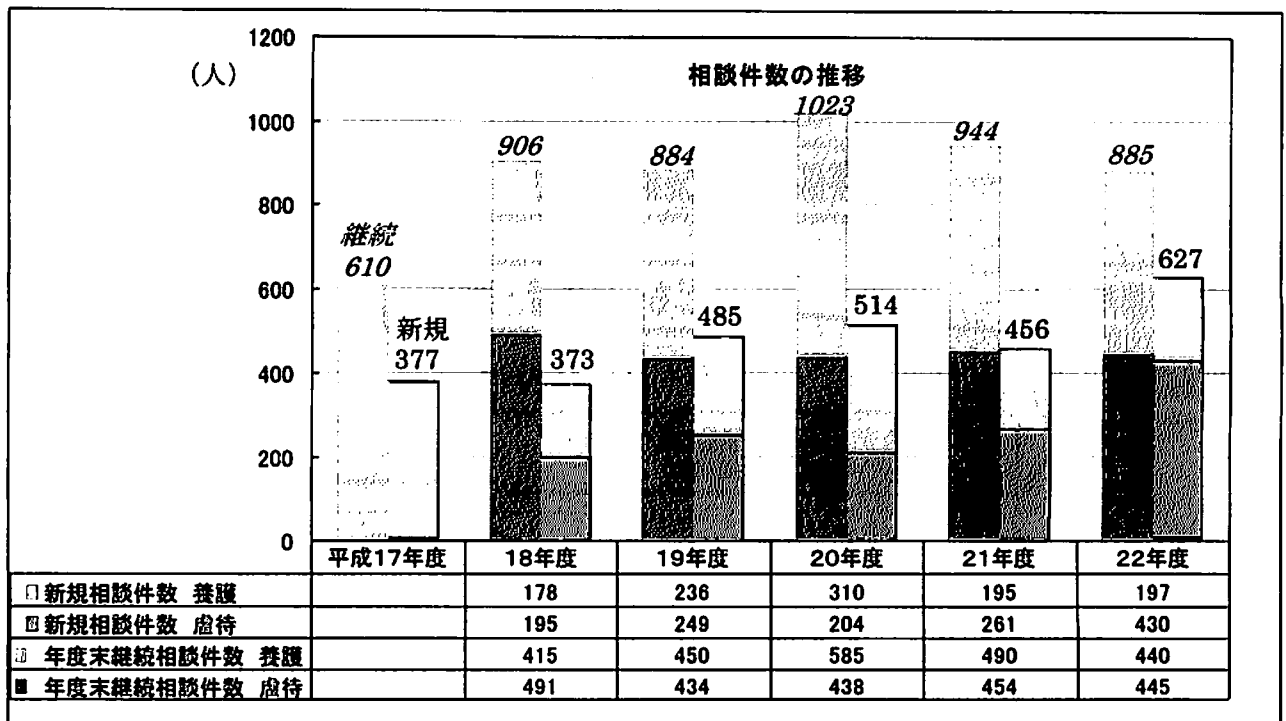
また、児童虐待防止のネットワーク体制として、平成18年1月に各総合支所「子ども家庭支援センター」と子ども部が事務局となり、児童福祉法第25条2に規定されている「要保護児童支援協議会(要保護児童対策地域協議会)」を設置した。(図6参照) この協議会には、児童相談所や警察はもとより、医師会や歯科医師会、薬剤師会、助産師会や病院等の医療関係機関、学校や幼稚園等の教育関係機関、消防署、法曹会、主任児童委員や民生委員・児童委員、保育所を始めとした児童福祉施設、子育て支援NPO等、参加機関は年々増えており、平成23年度は約570の関係機関が参加している。

図6 世田谷区における児童虐待防止ネットワーク体制



児童虐待の通告・相談窓口設置後6年が経過し、児童虐待に関する新規相談件数が年々増加し続けている。その中でも相談種別では、虐待通告・相談のほうが、養護相談（虐待まで至っていないが、強い育児不安や養育困難がある等の相談）よりも増加している。（図7参照）

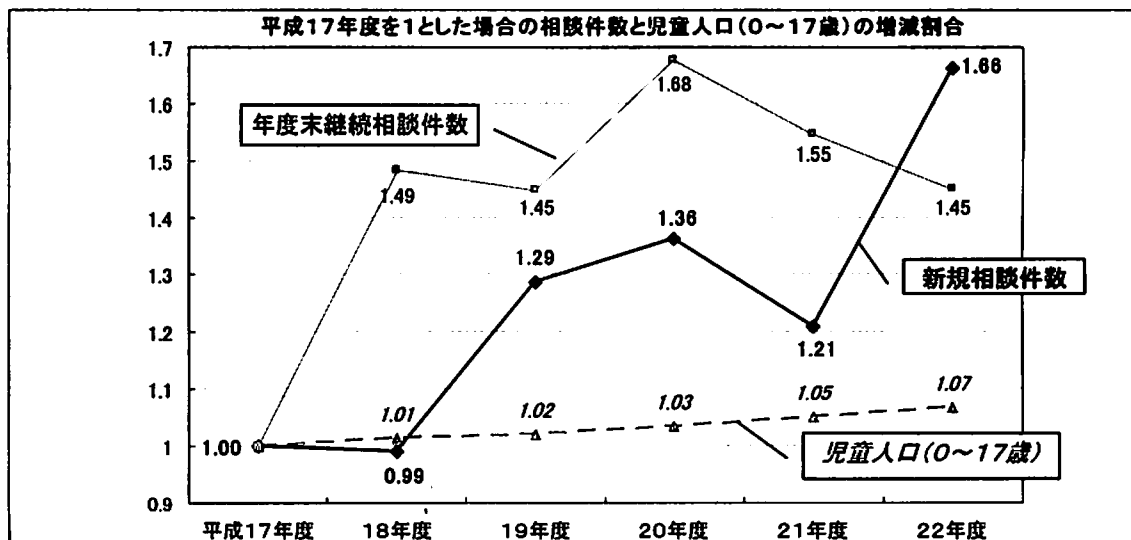
図7 世田谷区における児童虐待に関する相談件数（種別ごと）の推移



平成17年度は養護と虐待の合計数のみ

近年の児童虐待に関する新規相談件数の増加傾向は、虐待が増えたということだけではなく、こうしたネットワークにより、潜在化していた虐待の兆候が顕在化して相談に繋がってきたものだと考えられる。(図8参照)

図8 窓口開設時(平成17年度)を1とした場合の相談件数と児童人口の増減割合



新規相談は増えているが、年度末継続相談については、関係機関が連携した対応で解決したり、安定したりするケースがあるので、新規分がそのまま年度末の継続相談に積み上げられる訳ではなく、むしろ減少傾向にある。



一般区民の周知も進み、児童虐待について関心をよせ児童虐待の疑いの時点から通告するようになり、「あのマンションの5階あたりから泣き声がする。」というような通告が多くなってきた。しかし、近隣の人が日常の様子を心配して窓口に相談するというよりも、泣き声が大きいためから通告をしていくという事例が増えてきた。職員が、通告を受けて家庭訪問をすると、虐待しているわけではないが地域から孤立して子育てしている母親が「近所から見張られているような気がする。近所から虐待と通告されるといけないので、赤ちゃんを泣かせないように部屋の中でずっと抱っこしている。欲しくて産んだのに子育てに疲れた。」と訴え、育児支援サービスを開始することもある。このようなケースは少なからずあり、行政サービスの充実だけでなく、近所同士でもっと子育て家庭に暖かく声をかけ合い、何かあったら手が差し伸べられるような仕組みが必要ではないかと考える。

世田谷区における児童虐待ケースの特徴としては、ネグレクト(養育放棄、不適切な養育)の割合が多く、新規も継続も相談数の約半数はネグレクトのケースである。ネグレクトは潜在化して深刻化する場合も多く、安定しても、関係機関で見守りを続けて再発を防ぐ必要がある。

各総合支所「子ども家庭支援センター」では、個々の事例に対しては、関係機関との連携のもと、ケースマネジメントを行い、子ども部要支援児童担当課児童虐待対策支援チームもバックアップしながら、虐待事例の解決に向けて対応している。

児童福祉法に基づき、子どもを保護する等の対応が必要な場合は児童相談所に送致することになる。もちろん、こうした重症事例に至る前に、相談や助言などを通じて児童虐待を未然防止することが重要であると考えられる。

行政は組織の縦割りの弊害がありワンストップサービスが望ましいとよくいわれる。児童虐待に関しては、未然防止や早期発見の段階から対応や再発予防までの段階まで、全てを1箇所で完結する体制を作ることは、専門性の確保や組織のボリュームの観点等からもなかなか難しい。行政内部や関係機関とのネットワークを構築し、幅広くニーズや問題をキャッチし、各関係機関の連携のもと、課題を解決していくことが現実的かつ効果的であると考えられる。

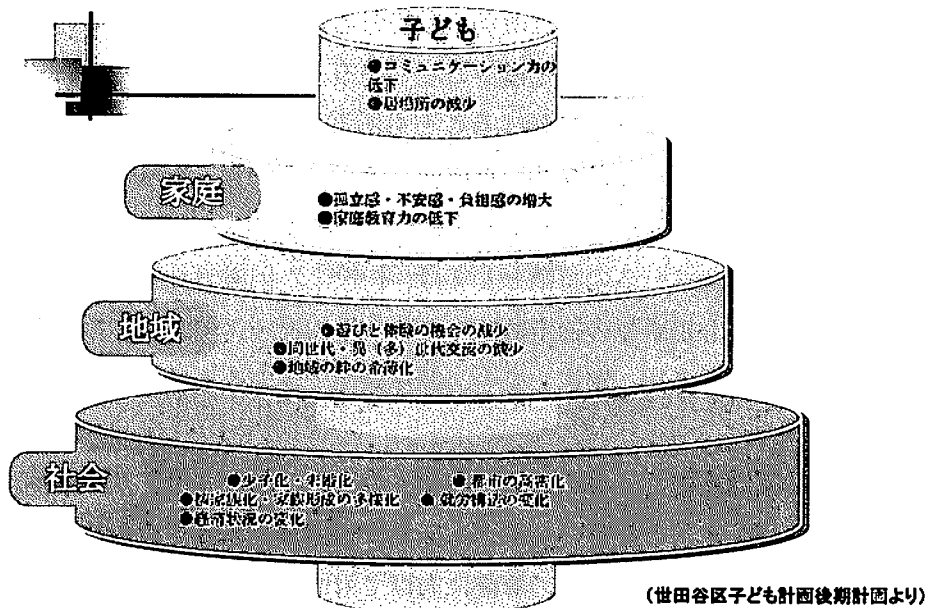
## 2) 子ども施策における児童虐待予防・防止対策の位置づけ

世田谷区は、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会の実現を目指して「世田谷区子ども条例」を平成14年4月に施行した。そして「世田谷区子ども条例」の推進計画、並びに次世代育成支援対策推進法の行動計画として「世田谷区子ども計画(平成17年～平成26年)」を平成17年3月に策定した。この計画の中で、「児童虐待防止対策の推進」を緊急課題の柱として位置づけて取り組むこととした。

「世田谷区子ども計画」期間の前半5年間には、「児童虐待のないまち世田谷をめざして」を重点施策に位置づけ、様々な子育て支援施策や虐待予防・防止施策に取り組み、児童虐

待予防・防止事業の基盤を整えた。しかし、経済状況のさらなる悪化や核家族化を背景とする子育てに対する不安感・負担感の高まりや身近な地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立化等、子どもを取り巻く社会はさらに変化してきた。(図9参照)

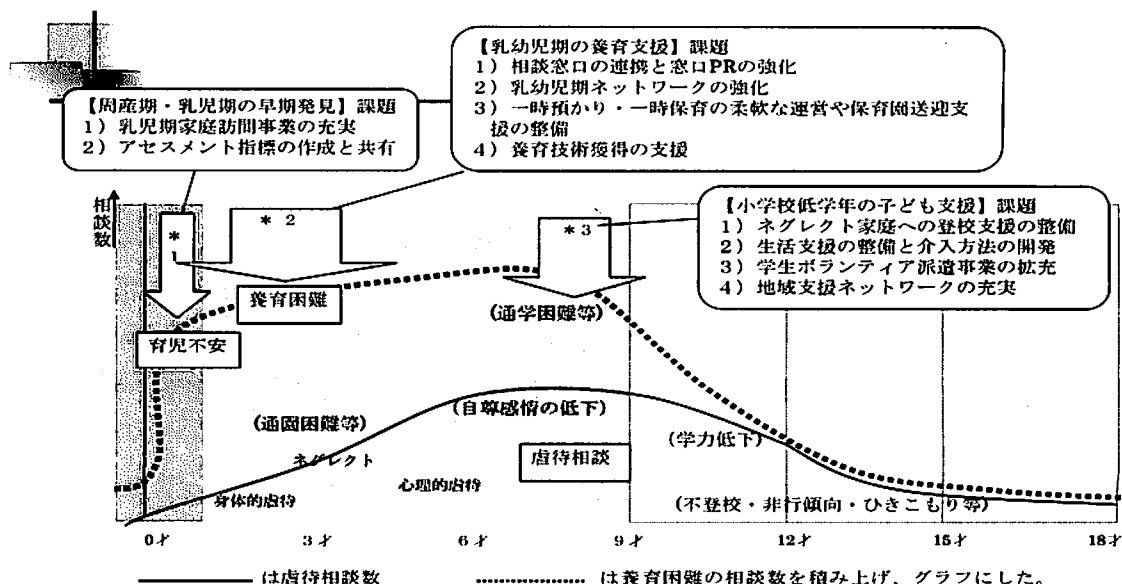
図9 「世田谷区子ども計画」後期計画策定時の問題意識



その状況に対応し更なる取り組みを推進するため、平成21年度に学識経験者や関係機関、庁内関係領域部課からなる「世田谷区要保護児童支援あり方検討委員会」を立ち上げ、施策の評価や課題の洗い出し等を行い、(図10参照)「世田谷区子ども計画 後期計画(平成22年～平成26年)」の策定(平成22年3月)に反映した。

図10 世田谷区における児童虐待等に関する課題

(世田谷区要保護児童支援あり方検討報告書 平成22年3月より)



\* 矢印1,2,3は、それぞれの年代の児童虐待や養育困難の状況を緩和し、リスクを低減するイメージである。

この後期計画体系（図 11 参照）の中で、児童虐待予防・防止対策については、「支援を必要とする子どものサポート」と「支援を必要とする家庭のサポート」の中に位置づけ、計画の重点取り組みとして実施することとした。

図 11 「世田谷区子ども計画」後期計画体系

大項目	中項目	小項目
<b>I 子どもの支援</b> 子どもが現在を居ても良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培えるよう支援します	1. 子どもの成長の支援	☆子どもの成長を支援する場と機会の充実 ☆子どもの参加・参画
	2. 次代を担う人材の育成 ～世田谷区教育ビジョン等との連携～	☆地域とともに子どもを育てる教育（教育ビジョン） ☆未来を担う子どもを育てる教育（教育ビジョン） ☆子どもの情操と創造性の育成（新せたがやアートフランチ）
	3. 子どもの保育環境の整備	☆保育施設の整備拡充 ☆多様な保育サービスの提供 ☆子どもの視点に立った保育の質の確保と向上 ☆保育施設による地域支援機能の充実強化 ☆私立幼稚園における幼児教育の充実
	4. 支援を必要とする子どものサポート	☆子どもに関わる関係者の人材育成の充実 ☆要支援状態の早期発見・早期対応の仕組みの充実 ☆継続的・体系的支援システムの確立 ☆支援を必要とする子どもに対する相談支援・療育体制の充実と放課後の居場所づくり ☆子どもの声を聞く仕組みの充実
<b>II 子育て支援</b> 保護者が子どもを心身ともに健やかに育成する責任を担えるよう支援します	1. 支援を必要とする家庭のサポート	☆子ども家庭支援センターのソーシャルワーク機能の向上 ☆支援ネットワークと子どもに関わる関係者の人材育成の充実 ☆ひとり親家庭支援の推進 ☆障害児の貧困支援と地域生活支援の充実 ☆周産期や乳幼児期の育児不安に対する支援の充実
	2. 親の子育て力発現への支援	☆子育て力の発現への支援 ☆産前・産後の支援 ☆子育て家庭への生活支援
<b>III 環境づくり</b> 子どもやその保護者が家族や地域との関わりを深めながら、その主体性・当事者性を育み伸ばせるような環境づくりを進めます	1. 子どもと親の健康づくり ～健康せたがやプランとの連携～	☆子どもと親の健康づくり ☆健やかな生活習慣と食を通じた健康づくり（食育）の推進 ☆思春期のこころと体の健康づくり
	2. 地域の子育て力の向上	☆社会全体で子どもを育む地域活動の支援 ☆仕事と生活の両立支援
	3. 良好な環境の基盤づくり	☆安心して外出できる環境の整備 ☆子育て世帯に配慮した住環境の整備 ☆子どもの安全・安心

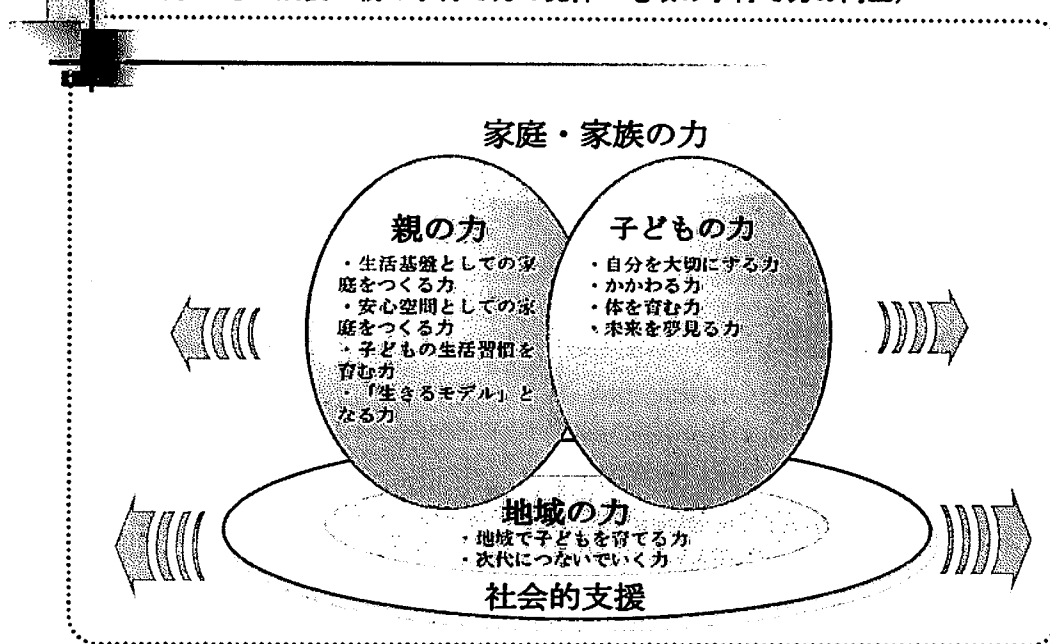
「世田谷区子ども計画 後期計画」の基本方針は、「子どもの視点の重視」とし、全体目標は「すべての子どもが、自分は愛されて(大切にされて)いると感じられる家庭的な養育環境を、保護者・地域・行政が協働して整える。」とした。そして、全体目標の達成を目指して「子どもが本来持っている自ら成長し育つ力を伸ばす。」「親が子どもとともに成長し、子どもを育てる力を高めていく。」「保護者、地域、行政が協働して、地域で子どもを育てる力を高める。」という、子ども、親、地域における目標を定めた。（図 12 参照）

児童虐待予防・防止対策に関しても、「世田谷区子ども計画 後期計画」の基本方針、全体目標を踏まえて見直し、更なる取り組みを推進している。

### 3) 重点施策「児童虐待のないまち世田谷をめざして」の取り組みと主な事業

世田谷区は、増加し続ける児童虐待の通告・相談に対応するには、早い段階からの予防・未然防止から早期発見・対応・再発防止までの体系的な取り組みが必要であるとの考えから、平成 19 年度から「児童虐待のないまち世田谷をめざして」を重点施策(図 1 参照)に位置づけた。そして、児童相談所をはじめ関係機関との連携のもと、児童虐待を大きく 3 つの段階に分けて、様々な子育て支援施策や虐待予防・防止施策に取り組んでいる。

図 12 「世田谷区子ども計画」後期計画の基本目標  
(子どもの成長・親の子育て力の発揮・地域の子育て力の向上)



児童虐待の一次予防段階は、子どもが心身ともに健康な状態での予防である。母親・両親学級や乳幼児健診、乳児期(全戸)家庭訪問、乳幼児育児グループ等の「母子保健」による支援に加えて、子育てひろばや理由を問わない子どもの一時預かり、区立保育園の地域交流事業等の「子育て支援」を充実し、子育て家庭の地域からの孤立を防ぎ育児の安心と子どもの健やかな成長に繋げる。

妊娠すると、妊娠届が出され母子手帳を交付する。平成 22 年度実績では 8,140 人に交付した。そのうち全国的にもハイリスクといわれる妊娠 20 週以降の交付は 70 名である。妊婦健診は 93.2%が受診している。出生後は、生後 4 か月までに助産師や保健師が全戸訪問する乳児期家庭訪問事業を実施しているが、平成 22 年度実績は 76.8%である。産後うつ、養育困難等のハイリスク者の早期発見、早期対応にも結びつくので 100%訪問を目指して取り組んでいる。(図 13 参照)

二次予防の段階は、育児に不安を抱えている状態における支援である。相談窓口の時間外である夜間や休日の子育て電話相談(子ども・子育てテレフォン)や、産後ケア事業などにより、育児不安の進行防止を図っている。

産後ケア事業(図 14 参照)は、家族・親族等から援助が得られず育児不安を抱えている産後 4 か月未満の母親と子を対象に、宿泊(ショートステイ)や日帰り(デイケア)で助産師による心身のケアや臨床心理士によるカウンセリング、育児相談等を行う事業である。児童虐待に関する相談が増加し、特に乳児期に重大な事例が発生しやすいことや、身近に相談する人がいなかったり、夫の協力が期待できず、強い不安から、産後うつ等で精神科医療等の専門対応につなげる必要性が高い方の存在などが明らかになった。

こうしたことが背景となり、出来るだけ早い時期から関係機関が関わり、不安が強い時期に集中的に支援するサービスが必要と考え、産後ケア事業を立ち上げた。

図13 世田谷区の妊娠期から乳児期の支援サービス

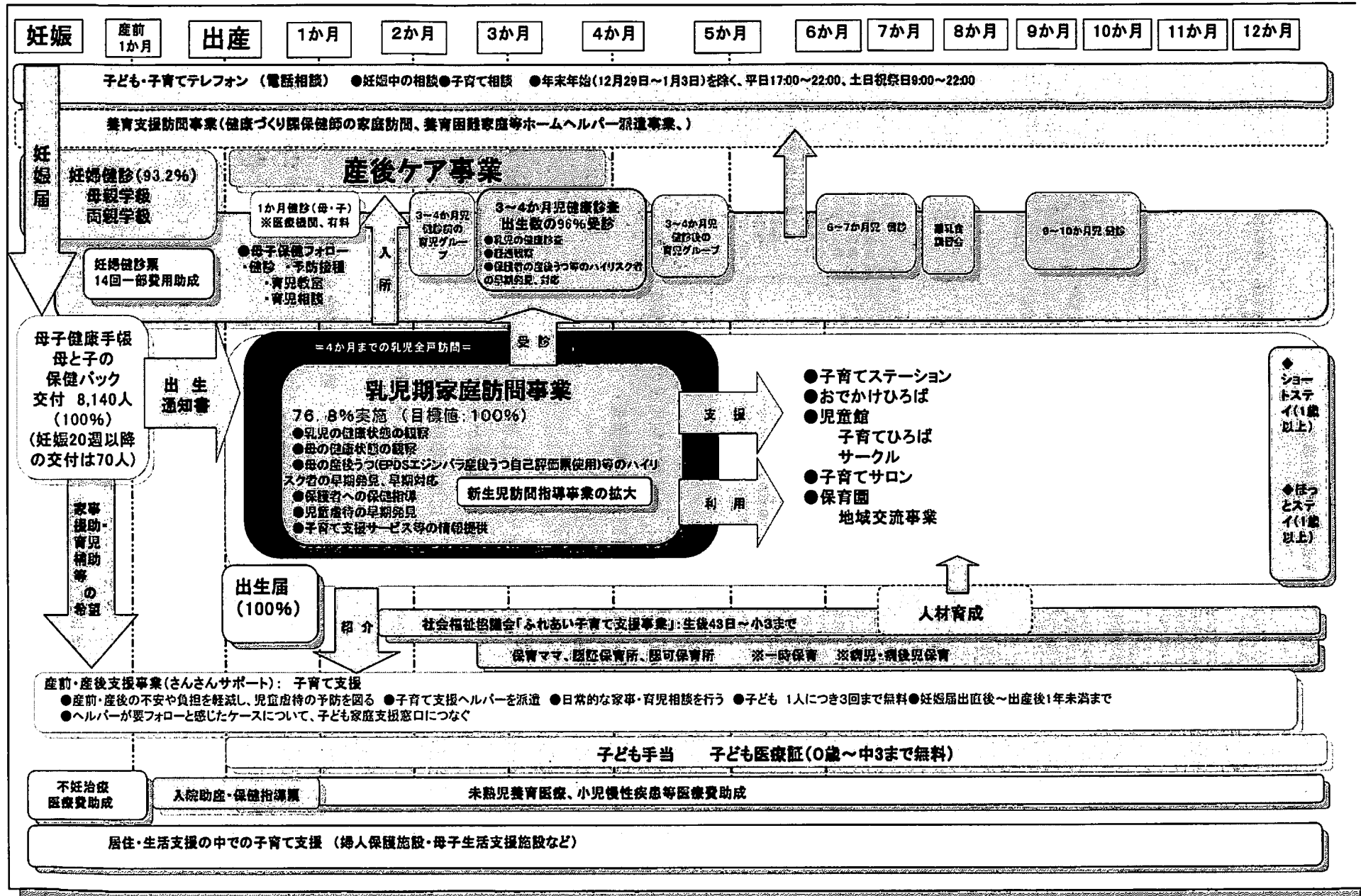
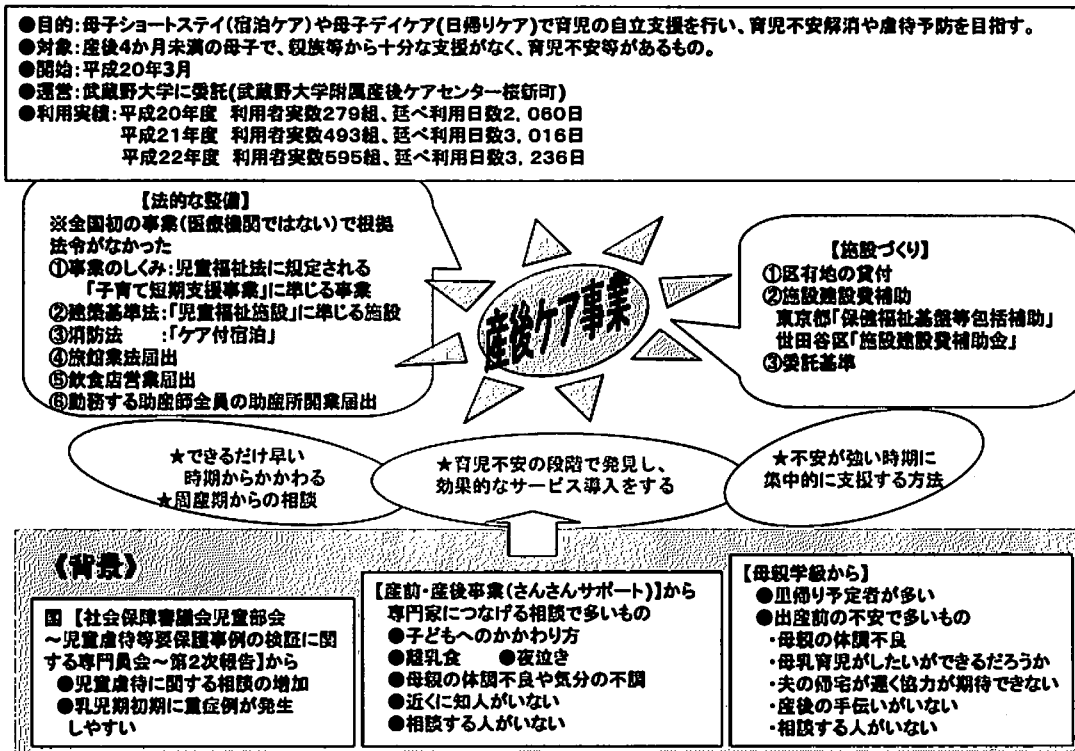


図 14 産後ケア事業（二次予防の特征的事業）



**【アンケート調査の目的】**

産後ケア事業の評価を目的に、利用者の利用後の意識調査を実施し、事業の効果を検証する。

**【方法】** 郵送法による自記式質問紙調査

**【調査期間】** 平成21年9月～10月

**【対象者】**

平成20年7月から12月までに産後ケアセンター利用者190名である。

(調査時の児の月齢は9か月～1歳2か月)

**【分析】** 分析は質問項目ごとに単純集計を行った。

103名から回答が得られ、回収率は54.2% (有効回答率54.2%)

**【結果】**

■利用者は、約半数が36歳以上の母親であり、第1子が約8割を占めている。

■母親を支えてくれる周囲のサポート状況は、パートナーが一番の支援者であると回答した者が多い。「困ったときに手伝ってくれる人」と「わからないことがあると教えてくれる人」の2項目は、友人が支援者であるとの回答が多かった。

■現在の子育てについて困っていることに関しては、同時期に子育てをしているお母さん同士のサポートが有効であることが伺えた。

■産後ケアセンターの助産師に期待される主要な役割として、産後早期の手段的・技術的支援(授乳援助・育児技術指導など)が期待されていることが確認された。

■産後ケアセンターを利用してよかったことは、「身体をゆっくり休めたこと」、「ゆっくり食事ができたこと」、「育児の不安を相談できたこと」の順が多かった。産後ケアセンターの機能として、産後早期の手段的・技術的支援の提供だけでなく、産後の母親の休養と相談による不安の解消などの精神的支援を受ける場となっていることが明らかとなった。

#### 【考察】

■産後ケアセンターでは、臨床心理士によるカウンセリングや、24時間いつでも助産師の助言を得ることができる。産後早期に産後ケアセンターの特徴であるこれらの支援を受けられるという点で、産後ケア事業の意義が大きいと考える。

今回の調査では、産後ケアセンター利用後は、おおむね良好に育児を行っていることがわかった。しかし、少数ではあるが、「育児が楽しいとは思えない」、「涙もなく涙がでる」、「赤ちゃんと一緒にいたくない」と回答した者がいた。子育てに対して否定的な思いを持ちながら育児をしている母親が存在することも明らかとなった。

■産後早期に母親が元気になる要素は、

- ①休養（食事を含む）
- ②受容される体験（やさしいことばや聴いてもらえること）
- ③授乳がうまくいくこと

■産後ケアセンター利用期限の産後4か月以降も、育児に様々な困難感をかかえながら、地域で育児をしている母親がいることを認識することが重要である。

■産後ケアセンター利用後も、自らSOSを出せずに地域で孤立しないよう、地域社会資源の情報提供や、関係機関や地域の子育て支援者と連携した見守り体制の整備が必要であると考えられる。

■産後ケア事業は、「児童虐待のないまち世田谷をめざして」の実現に向けた児童虐待二次予防事業として位置づけられている。育児不安・養育困難の状況におかれている母子が、地域に埋もれてしまわないように支援する場のひとつであることが改めて確認された。

また、助産師を中心とした専門職が24時間駐在し、ケア機能をもつ国内初の先駆的な宿泊型の育児自立支援事業である。

■産後ケア事業には在宅支援の視点が重要である。

産後ケア事業で初期の支援を受けても、その約1割は育児に自己肯定感が持てない層がある。早期把握・早期支援の関係づくり、支援の継続が重要である。

■今後も継続して事業を分析評価し、虐待防止対策を目的とした早期支援事業のモデルとして、全国に発信していく。

産後ケア事業は以下のことを目指し運営している。

① 赤ちゃんのいる生活に慣れるための支援事業である。

赤ちゃんへのコミュニケーションのとり方、母乳のあげ方、オムツの替え方などの育児技術を身に付け、自信を持って在宅生活を送れる支援を行う。

② 母親自身のセルフケア能力をあげる。

母親自身の身体のケアや赤ちゃんの世話などが、相談や援助を受けながらも自分自身でできることを目指す。

③ 母親の仲間づくりや地域の子育て情報の提供を行い、母子の孤立化を防ぐ。

産後ケアセンターの職員にも区の子育て支援サービスや情報等の研修を実施し、施設利用中も地域の児童館やおでかけひろば等の子育て支援情報を提供し、母子の孤立予防を目指す。

④ 育児不安や児童虐待危惧の早期発見・対応により、悪化防止を目指す。

産前からの不安や産後直後の不安を早期に発見し解消するため、2次予防のサービスの一つとする。また、24時間助産師が常駐してケアを行い、育児不安等の悩みについては臨床心理士が相談にのることで児童虐待予防を行う。

この二次予防段階からは問題が顕在化してくる場合が多く、アセスメントして必要時、台帳にのせ進行管理を行い支援していく。

三次予防の段階は、虐待が行われている状態である。各総合支所「子ども家庭支援センター」が、ケースマネジメントを行い、子ども部要支援児童担当課児童虐待対策支援チームもバックアップしながら、子どもの安全確保や再発防止に向けて児童相談所をはじめ関係機関が連携して介入し対応する。

また、虐待や虐待危惧を含む養育困難な親を対象に、養育力が向上するよう、ヘルパー派遣により育児援助・育児指導・家事援助・家事指導等を行ったり、親講座・ペアレントトレーニング・個別カウンセリング・グループワーク等による養育困難な親のための親支援事業(図15、表2、表3参照)を実施している。

図15 親支援事業(二次・三次予防の特徴的事業)の構造図

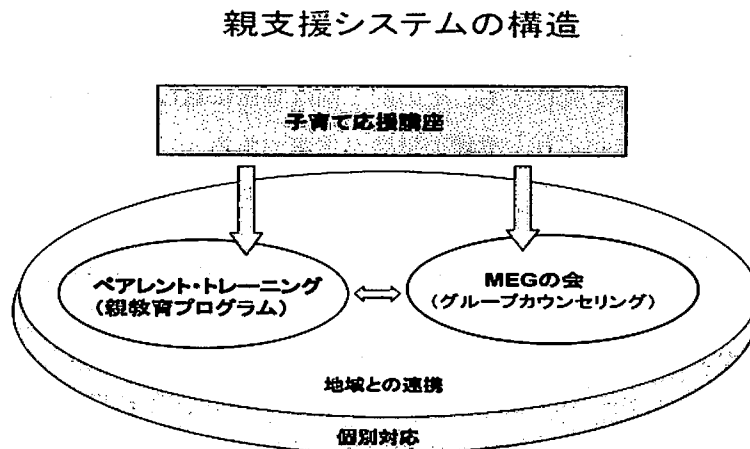




表2 親支援事業の概要

	子育て応援講座	ペアレント・トレーニング	MEGの会
開始時期	平成20年10月	平成21年1月	平成21年10月
ファシリテーター — スタッフ	臨床心理士 臨床心理士など5名	臨床心理士 臨床心理士など5名	精神科医・大学教授(心理) 臨床心理士など4名
募集方法	区報・地域(各総合支所子どもセンター)からの紹介	講座参加者の中の希望者	講座参加者の中で、会の参加の適否を精神科医を交えて検討し、参加を決定する
対象者	子育てが辛いと感じている母	子どもへの対応に困難を抱えた親	親自身の問題が深いケース
目的・内容	1クール全6回(年3クール)虐待危惧の親、虐待親を発見し、次のステップにつなげる。子育て、自分自身を振り返る	1クール全8回(年3クール)子育てスキルを中心とした親教育プログラム(国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所方式)	月1回(年12回実施)親の自尊感情を高め、精神的・心理的な健康度の向上を目的としたグループカウンセリング

表3 親支援事業の実績

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
子育て応援講座	26名	56名	44名	年3クールの合計 (実人数)
ペアレント・トレーニング	6名	32名	23名	
MEGの会(実人数)		7名	7名	

親支援事業の事業評価は以下のとおりである。

- ①調査方法：子育て応援講座とペアレント・トレーニングの連続参加者を対象に、講座の初回とペアレント・トレーニングの最終回に、質問紙法(自尊感情尺度・母性意識尺度検査)によるアンケートを実施し、各尺度得点の前後を比較・分析を行った。また、事業実施後のアンケートの感想(自由記述)をKJ法で分析した。
- ②調査期間：子育て応援講座開始日(平成23年1月18日)とペアレント・トレーニング終了日(平成23年7月15日)
- ③調査対象人数：9名
- ④結果
  - ・アンケート項目の「今後の子育てに役に立ちそうですか」には、ほとんどの参加者

が「とてもそう思う」「ややそう思う」と記入している。

- ・子育て応援講座開始時と約半年後のペアレントトレーニング終了時の比較では、「自尊感情尺度検査」の自尊感情の得点は上がっており、「母親意識アンケート」もポジティブスケールが上がっている。
- ・ペアレントトレーニング終了後の感想（自由記述でKJ法分析）では、「自分が子どもに怒ることが減った。」「煮詰まったときにテクニックを教わり楽になった。」「子どもが嫌いだったが、子どもが好きになった。」「この講座で元気をもらった。」「イライラせず落ち着いて過ごせるようになった。」「夫から、“最近お前怒らなくなったな”といわれた。」など、母親自身の安定から子どもとの関係が改善されている。中には、「これを受けていなかったら虐待になっていたと思う、受けて本当に良かった。」という親もいた。

#### ⑤考察

- ・親支援事業の参加者は、やや自尊感情は高いが、育児を楽しみと思えず辛いと思っている。
- ・参加して子育てが辛いと思う気持ちが有意に下がった。また、育児に対して肯定的な気持ちや自尊感情は多少上がった。自由記述のKJ法分析からもそのことが伺える。

以上のことから、親支援事業は子育て支援として効果的であると考えられる。

虐待を受けた子どもに対しては、年齢の近い大学生ボランティアを家庭へ派遣して、話し相手や遊び相手になり心理・精神的支援や学習支援を行う学生ボランティア派遣事業(図16参照)や、対人関係スキルが身につくよう小集団グループ活動を行う子どもオープングループ(表4参照)を行っている。

表4 「学生ボランティア派遣事業」と「子どもオープングループ」の実績

年度	平成21年度	平成22年度
学生ボランティア派遣世帯数	19世帯	21世帯
学生ボランティア派遣回数	292回	282回
夏期の子どもオープングループ参加実人数	19名	27名
冬期の子どもオープングループ参加実人数 (H22年度開始)		7名

図16 学生ボランティア派遣事業(三次予防の特征的事業)と被虐待児の変化  
 -学生活動報告書およびアンケート調査から-

1 学生ボランティア派遣事業とは？

虐待を受けた子どもたちに大学生のボランティアを派遣し、“健康な大人モデル”の提供を目的とした事業(平成18年12月開始)

- ◎活動内容：子どもの遊び相手、話し相手、家庭学習の支援等
- ◎活動頻度：月2回、児童宅または周辺の区関連施設にて1回1時間半、学生2名を派遣

2 活動実績

(H18.12~H21.7までの延べ)

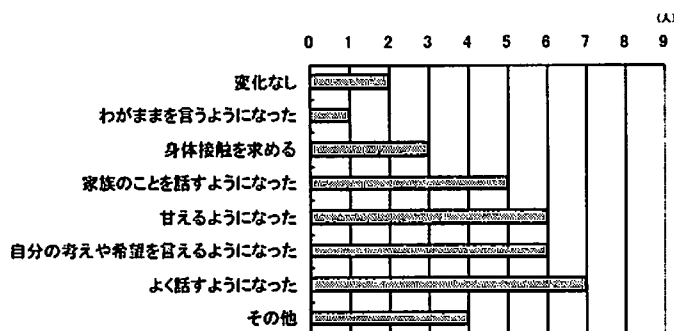
- ◎派遣児童数：37名(28家庭)
- ◎活動数：877回
- ◎参加学生数：57名

3 アンケート結果

事業評価のために平成21年度実施したアンケート調査の概要は以下のとおり(回収率：学生45.2%(n=19)、地域担当者92.3%(n=24))

◎学生からみた変化(図1)

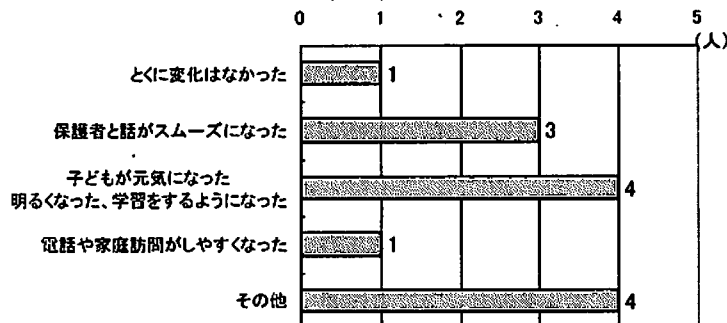
活動開始後、子どもの様子に変化はありましたか(複数回答)



その他(「目を見て話すようになった」「恥ずかしがらなくなった」)

◎地域担当者(ケースワーカー)からみた変化(図2)

学生ボランティア派遣後、子どもや保護者に変化はありましたか  
 (n=13)



その他(「子どもの学習面で、保護者が期待していることが認識できた」  
 「子どもに良い変化が見られた」「子どもとの話題が増えた」)

#### 4 活動報告書からみた子どもたちの変化

表1 分析対象事例の概要

No.	性別	開始時学年	派遣目的	主だった問題
1	女	小5	遊び相手、学習支援	母子世帯、ネグレクト、不登校、学習の遅れ
2	男	小5	遊び相手、学習支援	母子世帯、学習の遅れ
3	男	小4	遊び相手	父子世帯、ネグレクト
4	女	中2	学習支援(受験)	母子世帯、学校の欠席が多い
5	女	小4	遊び相手、学習支援	母子世帯、母の精神疾患
6	男	中2	学習支援(受験)	母子世帯、ネグレクト、不登校
7	男	中1	学習支援	母子世帯、ネグレクト、不登校
8	女	小1	遊び相手	母子世帯、父が失踪
9	男	小4	子どもの気持ちの受け止め、学力向上	母子世帯、ネグレクト
10	女	小2	子どもの気持ちの受け止め、学力向上	母子世帯、ネグレクト

○対象：一年以上継続して活動が行われた10例(表1)

○方法：KJ法(川喜多, 1970)に則って実施

※子どもの変化を捉えるために「自我感覚と親和性の2次元スケール(図3)」上に配置

○抽出対象時期：初回、3ヵ月後、半年後、1年後(データ数：367)

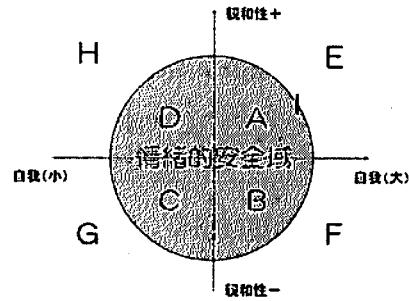
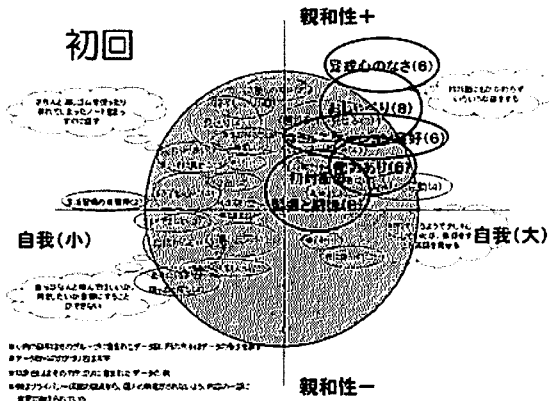
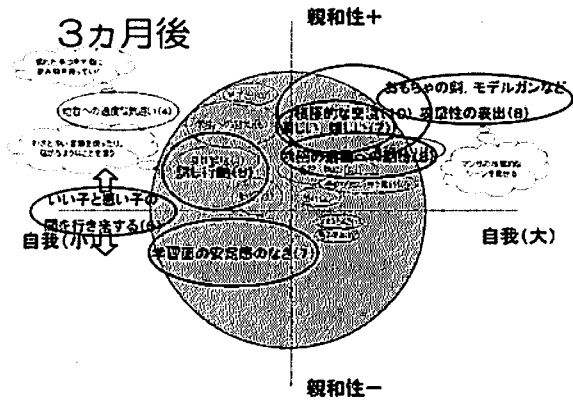


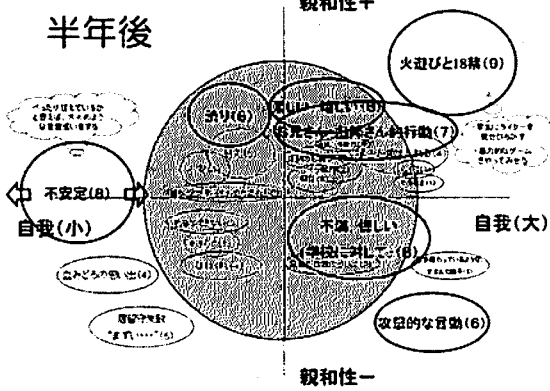
図3 自我感覚と親和性の2次元スケール



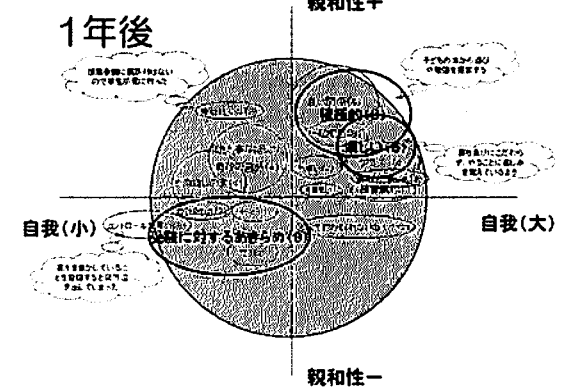
- 前面に出ているのは学生に受け入れてもらおうと頑張っている様子
- しかし、背面にはさまざまな気持ちを抱えている



- 親和性はある程度保たれるが、徐々に安全域を飛び越える行動が見られるようになる
- 子どもの方から積極的に学生に関わろうとする



- 3ヶ月時より多くのカテゴリが安全域を飛び越える
- 学生をモデルとして取り入れたような行動も...



- 再び安全域内に収まる
- A領域に含まれるカテゴリの変化(安心して活動できる)
- その子らしさの表出

#### 5 まとめ

##### ①派遣の結果・成果

活動開始直後は、子ども自身でやりたいことが決められず、学生が勧めるプログラムを受入れるに留まっている。活動回数が重なってくると、子ども自身が積極的にプログラムを組み、学生を先導するような変化をし、さらに派遣回数を重ねると、自己開示が始まり、他者への気づきを見せるようになるなどの変化が見られる。学生ボランティア派遣が子どもの安心感を生み、子どもの気持ちに変化をもたらすことも明らかになってきた。

また、ネグレクトされた期間の長い子どもの変化には、長時間を要することも明らかになってきた。

##### ②課題

軽度虐待のうちに学生を派遣することにより、子どもの安心感を育てることができないのではないか。

- ・学生の安定的供給
- ・事業の質の向上と研修体制の充実
- ・地域子ども家庭支援センターとの連携強化
- ・子どもの権利擁護事業としての代弁機能の評価

#### 4. 世田谷区における児童虐待予防・防止施策の課題と取り組みの方向性

子育ての基本は、「家族・家庭」である。しかし、家族・家庭だけの力だけでは子育てが難しくなっている現代では、行政や支援機関、子育て支援者だけが支援するのではなく、近所同士での日常の繋がりの中で支援していけるよう、地域社会全体での重層的な支援の仕組みづくりが課題である。

また、支援機関や子育て支援者は、相互の役割を認識しつつも、役割の範囲を決めつけしすぎないで、支援範囲の「のりしろ」を相互に広げていければ、その効果も高まっていくと考える。

つまり、行政は地域の支援機関や子育て支援者と協働して、力量の向上や人材育成に努め、継続的、重層的に子どもとその家庭を支援していくことが必要である。

さらに、親が子どもを育てる力を強化するために、身近な地域で気軽に相談できる仕組みが必要であるとともに、サービスの向上と人材育成の強化が重要である。

今後は、大人の側の視点だけから子どもを守るのではなく、子どもの声を受け止め、「子どもが本来持っている力」を十分に引き出して、子ども自身が自分を大切にしていけるような仕組みの構築等、更なる取り組みを推進していく。